

ノヨウニ拵價十錢位ニ賣ル田舎出ノ下女ナド用ル、  
〔類聚雜要抄〕<sup>四</sup>一庇具

紫檀 平髮極 各二兩一分 太知常也

單功一疋

〔俗つれく〕<sup>四</sup>是ぞ妹背の姿山

年のほど十四か五にもせよ、いまだ若木の蒼<sup>略</sup>、落しかげの大島田忍髻の上に中疊平結<sup>略</sup>

伽羅の角掃枝に青貝の折菊<sup>略</sup>

〔雲萍雜志〕<sup>三</sup>今や赤銅真鍮の筭、あるひは竹などにて造れるものは、丹波但馬の在所にてもさ、

す、予<sup>淇園</sup>柳澤が祖父の物がたりに、むかし大原にて男も筭をさしたり、近きころは、さすものなし

といへり、竹にて短くつくり、結たる髪の横にさしけるとぞ、

〔我衣〕元文ノ比ハ、馬ノ骨ヲ鶴ノヨウニ拵<sup>略</sup>、竹ニ銀箔ヲ置タル筭モ、此時ナリ、下蒔繪櫛筭ノ類、

享保ヨリ延享迄ニ多ク仕出シタリ、

〔嬉遊笑覽〕<sup>容一</sup>下さき筭、金龍山千本櫻といふ繪草子に、<sup>享保十</sup>吉原の遊女兵庫曲にさしたる筭本

一つにて、末二つに分れたり、是さき筭なるべし、今京難波の婦人の髪にさき筭といへども、さる

物も用ひず、もとはこの筭を用ひて結べる髪なるべし、

〔守貞漫稿〕<sup>十二</sup>女拵武家ノ室息以下、媵婢御殿風ニ結ブ者、或ハ此花筭ヲ用ヒ、或ハ無花ヲモ用フ、簪ニ

モ有之<sup>略</sup>、<sup>中</sup>花簪大形ノ物ハ、筭ト同ク、別ニ差貫ク、小形ノ物ハ、初ヨリ足アリテ、簪ニ付タリ、花簪

ハ、市中ノ處女十二三歳以下用之也、

筭ニ花ヲ付ルハ、御殿女中ノミ、市間ニハ無之、又京坂ニモ更ニ無之、

花筭武家下婢モ用レドモ先上輩ノ専用トス